

江東区社会福祉協議会 Instagram（インスタグラム）アカウント 運用要領

令和 7 年 2 月 1 0 日

6 江東社協総第 298 号

（目的）

第 1 条 本要領は、江東区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運用する公式 Instagram アカウントを通じて、区民への情報提供を円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム Meta Platforms, Inc. が提供する無料の写真共有ソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、不特定多数のユーザーと写真や短時間動画を共有するサービスをいう。
- (2) アカウント インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ユーザー インスタグラムの利用者をいう。
- (4) コメント インスタグラムの投稿に対して利用者が、意見・アドバイスを言い、コミュニケーションを図ることをいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのインスタグラムを常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう
- (6) DM ユーザーと非公開でやり取りできる、アプリ内のメッセージ機能をいう。

（運営主体）

第 3 条 公式インスタグラムの運営主体は本会とし、アカウント名は「kotoshakyo_official」とする。

（公式インスタグラム運用管理者）

第 4 条 公式インスタグラムを閲覧する全ての者に適切に情報が発信される環境を実現するため、公式インスタグラムの運用管理を統括する者として、公式インスタグラム運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、総務課長の職にある者とする。

3 運用管理者は、次に掲げる業務を所掌する。

(1) 公式インスタグラムの運用統括

(2) インスタグラムの運用に係る基準の制定または改廃

(公式インスタグラム情報管理者)

第5条 公式インスタグラムに掲載するコンテンツを適正に管理するために、公式インスタグラム情報管理者(以下「情報管理者」という。)を置く。

2 情報管理者は、係長の職にある者とする。

3 情報管理者は、次に掲げる業務を所掌する。

(1) 投稿されたコンテンツの内容確認及び削除

(2) 公式インスタグラムの運用に関する閲覧者からの問い合わせ
対応

(アカウント運用者の明示)

第6条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として公式インスタグラムのアカウント名を本会ホームページに明示し、周知する。

(投稿)

第7条 公式インスタグラムでは、以下の情報を投稿することとする。

(1) 地域福祉活動の状況(個人が特定される恐れのある事業については、掲載前に個人に許可を取ったうえで掲載することとする。)

(2) 本会の事業に関する情報

(3) その他運用管理者が適当と認める情報

2 投稿に際し、別表1のチェックリストで確認を行うものとする
(フォロー、コメント及びDMの方針)

第8条 公式インスタグラムでは、関係機関との連携を促進し、より広範な受け手に情報が届くよう努めるため、江東区、他地区社協、関係機関等の公共公益性の高いアカウントについて積極的なフォロー及びコメントを行うものとする。DMへの対応については、個別に返信を行うことが適当と認められる内容についてのみ、情報管理者の判断に基づいて返信を行うものとする。ただし、福祉や社協に直接関連しないものや公序良俗に反すると認められるものはこの限りではない。

(投稿禁止情報)

第9条 ユーザーは、公式インスタグラムの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとする。また運用管理者は、投稿内容が以下の事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (3) 当会または特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害または侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反するもの（暴力的な表現、攻撃的な内容などを含む）
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- (10) 本人の承諾なく個人情報进行特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、当会が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

(著作権)

第10条 公式インスタグラムに掲載されている個々の情報(画像、動画等)に関する諸権利は、当会または現著作者に帰属する。

2 他のユーザーは、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用してはならない。

(免責事項)

第11条 当会は、公式インスタグラムを通じて利用者から提供され

る情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、当会は一切責任を負わないものとする。

- 2 当会は、掲載された情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、当会の故意または重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(運用要領の変更)

第12条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、公式Instagram又は江東区社会福祉協議会ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第13条 その他、本要領の実施について必要な事項は、総務課長が別に定める。

付 則

本要領は、令和7年2月10日から施行する。

Instagram 投稿前チェックリスト

☐ 誤字脱字がないか

☐ 人物や団体が写っている場合、掲載許可をとるか

☐ 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害する内容になっていないか

☐ 写真に個人を特定できる情報（名前、住所、電話番号、車のナンバープレートなど）が写り込んでいないか

☐ 写真の解像度が高く、鮮明な写りにになっているか

☐ 人種、思想、信条などの差別、差別を助長する内容、または公序良俗に反する内容になっていないか